

# ○京都府立大学教授会規程

(平成20年京都府立大学規程第3号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第19条第5項及び京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号）第12条第5項の規定により、各学部、生命環境科学研究科及び研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等連係組織」という。）の教授会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 学部の教授会は、学部の教授（農学食科学部（ただし、和食文化科学科を除く。）、生命理工情報学部及び環境科学部にあっては、生命環境科学研究科の教授でそれぞれの学部の担当を命ぜられたもの）をもって組織する。ただし、准教授その他の職員を加えることができるものとする。

2 生命環境科学研究科の教授会は、研究科の教授をもって組織する。ただし、准教授その他の職員を加えることができるものとする。

3 研究科等連係組織の教授会は、研究科等連係組織の教授及び他の学部又は研究科の教授で当該研究科等連携組織の担当を命ぜられた者をもって組織する。ただし、准教授その他の職員を加えることができるものとする。

(審議事項)

**第3条** 学部の教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部学生の入学、卒業等に関する事項

(2) 学士の学位に関する事項

(3) 学部教員の選考に関する事項（文学部、公共政策学部及び農学食科学部（和食文化科学科教員に係る事項に限る。）の教授会に限る。）

(4) 学部学生の懲戒に関する事項

(5) 学部長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項（教育研究評議会委員にあっては、文学部及び公共政策学部の教授会に限る。）

(6) 学部における教育課程の編成に関する事項

2 学部の教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

(1) 学部に関する規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 学部予算に関する事項

(3) 学部学生の退学、転学、留学、休学に関する事項（前項第4号の場合を除く。）

- (4) その他学部の運営に関する事項
- 3 生命環境科学研究科及び研究科等連係組織の教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 研究科学生の入学、修了に関する事項
- (2) 修士及び博士の学位に関する事項
- (3) 研究科教員の選考に関する事項
- (4) 研究科学生の懲戒に関する事項
- (5) 研究科長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項（生命環境科学研究科教授会に限る。）
- (6) 研究科における教育課程の編成に関する事項
- 4 生命環境科学研究科及び研究科等連係組織の教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (1) 研究科に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究科予算に関する事項
- (3) 研究科学生の退学、転学、留学、休学に関する事項（前項第4号の場合を除く。）
- (4) その他研究科の運営に関する事項  
（会議の招集及び議長）
- 第4条** 学部長、生命環境科学研究科長又はプログラム長は、教授会の会議を招集し、その議長となる。  
（組織及び運営の細則）
- 第5条** この規程に定めるもののほか、各学部、生命環境科学研究科又は研究科等連係組織の教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該学部、生命環境科学研究科又は研究科等連係組織の教授会が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に在学する者については、なお従前の例による。